

令和8年8月3日

調査報告書

はじめに

本報告書は、大田区議会議員による政務活動費の不正受給事案について、事実関係を明らかにするとともに、その原因を検証し、再発防止策を取りまとめることを目的として作成したものです。

本件は、区民の皆様からお預かりした公金を原資とする政務活動費制度に対する信頼を著しく損なうものであり、議会に対する信頼を大きく失墜させた極めて重大な事案であります。大田区議会を代表する者として、このような事態を招きましたことにつきまして、区民の皆様には深くお詫び申し上げます。

大田区議会では、本件の発覚以降、関係資料の確認や関係者への聴取などを通じ、事実関係の把握に努めるとともに、原因の分析及び再発防止策の検討を進めてまいりました。本報告書は、その調査結果を取りまとめたものであり、区民の皆様に対する説明責任を果たすため、公表するものです。

また、大田区議会としては、再発防止に向け、政務活動費に関するガイドラインの改訂を行い、議員に求められる倫理の重要性を明記するとともに、郵券の適正な管理・取扱いに関する運用の見直しなど、制度の改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、制度の整備だけで信頼を回復できるものではありません。議員一人ひとりが、公金を取り扱う者としての高い倫理観と強い使命感を持ち、区民の負託に応える行動を徹底していくことが何よりも重要であると考えております。

大田区議会といたしましては、本報告書で明らかになった課題を真摯に受け止め、再発防止策を着実に実行するとともに、区民の皆様からの信頼回復に向け、不断の改革に取り組んでまいります。

大田区議会議長
鈴木 隆之

1 事案の概要

松本洋之氏（以下「松本氏」という。）は、平成 11 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に、7 期にわたって大田区議会（以下「区議会」という。）議員であり、大田区議会公明党（以下「区議会公明党」という。）に所属していたものであるが、区議会議員であった平成 28 年度から令和 7 年度までの間に、大田区長（以下「区長」という。）から政務活動費の交付決定を受けた区議会公明党から政務活動費を受給した後、同政務活動費を区政レポートの制作費等に充てた旨、区議会公明党に報告し、区議会公明党代表者をして区議会議長（以下「議長」という。）及び区長に報告させていたが、実際には、大田区議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「本条例」という。）第 8 条に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲を超え、換金目的で郵便切手を購入して実際に換金をし、また、真実は、区政レポートの制作は行っていないものの、制作業者に対して実態と異なる内容の領収書作成を依頼し、区議会公明党への報告に利用していたことが確認された。

さらに、受給した金銭及び郵便切手を換金して得た金銭の使途については、主として私的な飲食に充てられていた旨の説明がある。

政務活動費は、区民からの貴重な税金を原資として、議員の調査研究等の活動に資するために交付される公金であり、上記内容が事実であれば、制度の趣旨を逸脱する重大な不適切行為である。

2 これまでの対応経過

令和 8 年 4 月 30 日：松本氏が議員及び副議長の辞表を提出し、議長が受理し、議員辞職を許可

令和 8 年 5 月 1 日：区議会公明党が政務活動費の不正受給について記者会見、議長コメント発表、区長コメント発表

令和 8 年 5 月 1 日～29 日：区議会において、区議会公明党の過去の対象期間の帳票類について、記者会見資料等と照らし合わせ、確認作業を実施

令和 8 年 5 月 19 日：区長から議長に対して事実関係の徹底した調査と再発防止策を速やかに行うよう要請

令和 8 年 5 月 25 日：区議会において、本条例第 13 条に基づき区議会公明党に書面調査依頼（6 項目、全 40 問）

令和 8 年 5 月 26 日：令和 8 年第 1 回臨時議会にて、松本議員の議員辞職を許可した旨報告

令和 8 年 5 月 27 日：政務活動費検討会第 1 回を開催し、議長から当該検討会に対し、政務活動費に関するガイドライン（以下「ガ

イドライン」という。)改訂について依頼があり、直ちに検討

令和8年5月29日：政務活動費不正受給分（平成28年度から令和7年度の10年分11,900,960円）について、松本氏から区議会公明党へ返還されたことを受けて、区議会公明党から大田区へ自主返納

令和8年6月5日：区議会公明党から議長に調査回答提出

令和8年6月18日：松本氏に対し、本条例第13条に基づきヒアリング調査の実施について書面で依頼したが、体調不良のため協力できない旨回答あり。(令和8年6月18日付け文書を令和8年6月23日に郵送で受領)

令和8年6月19日：①調査回答を受け、区議会公明党（田島和雄幹事長）に対して、議長が副議長の立会のもと、本条例第13条に基づきヒアリング調査を実施（他の区議会議員から寄せられた追加質問全38問を含む。）

②政務活動費検討会第2回を開催し、ガイドラインの改訂の方向性を決定

令和8年6月20日：政務活動費検討会会長からガイドラインの改訂内容について議長に報告

令和8年6月25日：ガイドラインの改訂を議会運営委員会で決定

令和8年7月1日：新たなガイドラインに基づく政務活動費の運用を開始

令和8年7月13日：区長が告訴状を警察署へ提出・受理、議長コメント発表、区長コメント発表

3 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、区議会公明党に所属していた松本氏に係る政務活動費の不正受給の疑義について、事実関係を明確化するとともに原因の究明を行い、区民からの信頼回復と再発防止に資することを目的として、本条例第13条に基づき実施したものである。

政務活動費は、区民からの税金を原資とする公金であり、その適正な執行が強く求められていることを踏まえ、制度の趣旨に照らした検証を行う。

(2) 調査体制

・調査対象：区議会公明党及び松本氏

- ・調査対象期間：平成 28 年度から令和 7 年度まで（帳票確認が可能な範囲）
- ・調査方法：区議会公明党に対するヒアリング、松本氏に対するヒアリング、会派提出資料確認、各種資料（区政レポート作成・配布等に関連する政務活動費の支出に関する資料）確認等

4 調査結果

（１）認定した事実

- ・区政レポート関連の制作・配布実態については、毎年度とも、印刷事業者は約 100 部程度の区政レポートしか印刷していなかったにもかかわらず、2,500 部印刷したとして実態のない代金を記載した虚偽の領収書を作成し、松本氏において、実態のない経費申請を行っていた。
- ・区政レポート印刷代の虚偽領収書の作成は、松本氏が直接印刷事業者に依頼して行われた。
- ・区政レポートを郵送していなかったのにもかかわらず、郵便切手代について、実態のない経費を申請していた。
- ・購入した切手を、大田区以外の複数の金券ショップで換金を行っていた。
- ・不正が行われた期間は、現存する資料で確認できる平成 28 年度から令和 7 年度分までであった。
- ・不正に申請された金額は、広報費として合計 11,900,960 円であった。
- ・金銭の使途については、主に私的な飲食に充てており、私的飲食以外への流用は確認されていない。
- ・印刷事業者は、松本氏からの度重なる依頼を断り切れずに、結果として虚偽の領収書を作成していた。
- ・印刷事業者に対するキックバックはないとされており、印刷事業者は実際に約 100 部程度を印刷した謝礼として 1 万円を受け取っていた。
- ・この件について、他議員の関与は確認されていない。

（２）会派説明

- ・今回の件は、区議会にとどまらず区民や関係機関、他の会派に多大な影響を与え、大きな問題となってしまったことに対して謝罪した。

- ・ このようなことを二度と起こさぬよう、区議会公明党内で内部統制を進める。
- ・ 今回の不正は血税を原資とする政務活動費における言語道断の行為であり、区民や区議会の信頼を著しく損ね失墜させるものであると深く反省している。
- ・ その上で、区議会公明党は、(1)の認定した事実について全て認める。
- ・ 令和8年5月29日に判明している不正受給額全額（11,900,960円）については、区議会公明党から大田区へ返還しているが、今後、遅延損害金についても最終的に額が確定した段階で速やかに返還する。
- ・ 引き続き、区議会や調査に全面的に誠実に協力する。

(3) 松本氏説明

ヒアリング調査の実施について松本氏に依頼したが、体調不良のため協力できない旨の回答を得た。

5 調査結果を踏まえた判断

調査結果及び認定した事実から、議長として、次のとおりと判断する。

- (1) 本条例第8条及び第15条違反
- (2) 詐欺罪（刑法第246条第2項（詐欺利得罪））該当
- (3) 松本氏の公金管理意識の欠如
- (4) 返還請求額 14,271,686円（内訳：不正受給額 11,900,960円、遅延損害金 2,370,726円）詳細は、別紙「返還請求額内訳書」のとおり

6 原因分析

本件について調査・検証を行った結果、政務活動費の制度そのものや、その運用に重大な問題があったとは認められなかった。

ガイドラインについては、郵券の使用に関する上限額等の具体的な定めはなかったが、これまで各議員において制度の趣旨を理解した上で適正に運用されており、また、各会派、議会事務局及び議長においても、ガイドラインに基づき適切な審査・運用が行われてきた。

一方で、本件の最大の要因は、長年にわたり会派の代表者として後輩議員を指導する立場にあった松本氏自身の規範意識の低下により、公金を取り扱う議員として求められる高い倫理観やコンプライアンス意識が欠如していた

ことにあると考える。

しかしながら、本件のような重大な事案が発生した以上、制度や運用に大きな問題がなかったとしても、現状に満足することなく、再発防止の観点から不断の見直しを行うことが重要である。

そのため、区議会として、ガイドラインの改訂など、今後も必要に応じて制度及び運用の改善を図り、政務活動費のより一層の適正な執行に努めていく必要がある。

7 再発防止策

(1) ガイドラインの改訂

区議会政務活動費検討会においてガイドラインを改訂し、令和8年度第2四半期分から適用することとした。

改訂内容としては、①のとおり巻頭に議長による「はじめに」を追加して、政務活動費の支出に関する意識や議員倫理とともに、基本原則について記載した。

また、今回の事案を受けて、②のとおり郵便を利用する場合の取扱いを記載することで、郵券の利用を例外とするとともに、やむを得ず利用する場合の上限額や管理運用を定めた。

① はじめに

政務活動費は、地方自治法に基づき、議員の調査研究等の活動に資するため交付される公金であり、その原資は区民の皆様からお預かりした貴重な税金である。

政務活動費の支出に当たっては、制度の趣旨及び目的を正しく理解し、適正かつ透明性の高い運用を行わなければならない。また、「区民からどのように見られるか」という視点を常に持ち、社会通念上も妥当であることを意識しなければならない。

議員倫理とは、単に法令や規則に違反しないことだけでなく、公金を取り扱う者という自覚を常に持ち、その支出が区民の理解と納得を得られるものであるかを自ら問い続け、疑念を招くおそれのある行為を慎み、公正性と誠実性を保持することが求められる。

政務活動費の不適切な執行や不正使用が生じれば、それは当該議員個人の問題にとどまらず、議会全体への信頼を損ない、区政に対する区民

の信頼を大きく失墜させることとなる。議会は、透明性の向上と説明責任の徹底を通じて、区民の信頼確保に努めなければならない。そのため、議員には法令を遵守することはもとより、高い倫理観と強い責任感を持って行動することが求められる。

本ガイドラインは、政務活動費の適正かつ透明性の高い執行を確保するとともに、議員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を図り、区民からの負託に応える開かれた議会運営を推進するための指針として定めるものである。

【政務活動費の支出に当たっての議員の基本原則】

- 1 関係法令・規程等を遵守し、政務活動の公正性及び透明性を確保する。
 - 2 政務活動に必要なかつ合理的な範囲で誠実に使用し、自己の利益等に結びつけることや、実態を伴わない支出を行わない。
 - 3 領収書等の証憑を適切に保存し、申請・報告の内容は正確に記載して、いつでも説明できる状態を維持する。
 - 4 虚偽又は誇張された記載、または経費の不適切な計上を行わない。
 - 5 区民から疑義が示された場合や、本ガイドラインに反するおそれがある場合は、速やかに確認し、適切な是正に努める。
- ② 郵便を利用する場合は、原則として料金別納郵便を利用する。やむを得ず郵券を購入する場合には、購入日に発送する枚数のみの購入とすること。また、郵券の上限は、1人あたり年額5千円とし、年間の使用簿（使用日、金額、件数、内訳、発送先（町丁目）、発送内容記載）を領収書に添付し、上限額を管理すること。
- （2）区議会公明党における政務活動費の運用の厳格化と内部統制の強化
今後は外部専門家に依頼し、第三者によるチェックを毎月受け、郵送・切手の取扱いに関する内規を改め、運用を厳格化する。
また、内部統制の強化についても検討する。

8 今後の予定

本調査報告書をもって議長から区長へ報告を行う。

この報告に基づき、区長から区議会公明党に対して、民法第703条及び第704条に基づく不当利得返還請求が行われることとなる。

なお、区議会公明党から令和8年5月29日付けで返還請求額の一部（11,900,960円）が自主返納されているため、返還請求額14,271,686円から既に自主返納されている額（11,900,960円）は返還金に充当し、差し引いた残余金2,370,726円（遅延損害金相当額）を請求することとなる。

最後に

本調査では、事実関係の把握と原因の分析を行うとともに、再発防止に向けた課題を整理いたしました。しかしながら、制度の整備のみで信頼を回復できるものではなく、議員一人ひとりが自らの責任を深く自覚し、公金を取り扱う者として高い倫理観を持って行動することが不可欠です。

改めまして、本件により区民の皆様の信頼を大きく損ない、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことに対し、区議会を代表して深くお詫び申し上げます。

区議会では、本報告書で示した再発防止策を着実に実行するとともに、その実効性について継続的に検証を行い、透明性と公正性の一層の向上に努めてまいります。そして、区議会に対しての区民の皆様からの信頼を一日も早く取り戻すことができるよう、全力で取り組んでまいります。

返還請求額内訳書

単位（円）

年 度	利率	不正受給額 (a)	遅延損害金 (b)	総額 (a+b)
平成28年度	5%	1,314,960	598,757	1,913,717
平成29年度	5%	1,296,060	525,348	1,821,408
平成30年度	5%	1,239,360	442,434	1,681,794
令和元年度	3%	1,252,280	229,424	1,481,704
令和2年度	3%	1,265,200	193,835	1,459,035
令和3年度	3%	948,900	116,909	1,065,809
令和4年度	3%	1,581,500	147,404	1,728,904
令和5年度	3%	1,265,200	80,071	1,345,271
令和6年度	3%	1,026,900	34,267	1,061,167
令和7年度	3%	710,600	2,277	712,877
合 計 (10年間)		11,900,960	2,370,726	14,271,686